

令和 6 年度

美唄市旧美唄工業高校跡地の利活用に
関する庁内検討委員会

検討結果報告書

令和 7 年 3 月 3 1 日

目 次

1. 検討の経過・目的	2
2. 整備検討の前提条件.....	3
3. 整備検討する公共施設のコンセプトの検討	3
4. コンセプトに沿う既存施設とその方針等（公共施設等個別施設計画より）	5
5. 新たな施設の検討	6
6. その他施設、機能等の課題（課題シートより）	6
7. 新たに整備する公共施設の具体的な整備方針	6
8. 商業エリアの検討	8
資料編.....	9

1. 検討の経過・目的

令和6年5月に策定した「美唄市公営住宅建替え等基本構想」に基づき、公営住宅の集約化を前提とし、旧美唄工業高校跡地に整備を予定している公共施設の再編・統合等について検討するため、「美唄市旧美唄工業高校跡地の利活用に関する庁内検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を立ち上げました。

検討委員会では、美唄市立地適正化計画や美唄市公共施設等総合管理計画の趣旨を踏まえながら、検討を進めてきました。

本報告書は、人口減少社会における各公共施設の課題や、施策を推進する上でのハード整備の必要性について意見を集約し、課題解決と本市の新たなランドマークとなるような公共施設の再編・統合についてまとめたものです。

<検討委員会の開催日程及び議題>

回数	開催日	議 題
第1回	8月2日(金)	(1) 公営住宅建替え等基本計画の策定に向けた旧美唄工業高校跡地の利活用について ・ 設置要綱の確認 ・ 検討委員会の進め方 ・ 美唄市立地適正化計画と公営住宅建替え等基本構想の説明 ・ 公営住宅と各種公共施設の事例紹介
第2回	8月21日(水)	(1) 建替基本計画に係る施策検討状況 ・ ヒアリングシート (2) 各施策（事業）における課題 ・ 施設課題シート

第3回	10月21日(月)	(1) 旧美工跡地に整備する公共施設等とゾーニング案について
第4回	2月28日(金)	(1) 旧美工跡地に整備する公共施設案について ・ 公共施設再編の考え方 ・ 旧美工跡地に集約する公共施設再編案

<市長ヒアリング>

回数	開催日	議 題
第1回	8月27日(火)	・ 経過報告等
第2回	11月8日(金)	・ 屋内遊戯施設の配置 ・ 保育施設の配置（将来的に既存保育施設を集約） ・ 公営住宅については、他施設に先行して検討を行う

2. 整備検討の前提条件

- ・ 公営住宅の3団地（いなほ、南美唄、進徳東団地）の移転集約を前提とした敷地の利活用
- ・ 基本構想の基本理念「多世代が集い、人とつながる拠点づくり」に沿った市街地中心部の賑わいをもたらす拠点づくり
- ・ 市民検討委員会からの提言を踏まえた施設の検討
- ・ 立地適正化計画を踏まえた都市機能の誘導
- ・ 公共施設等総合管理計画を踏まえた、行政サービスを低下させず延床面積を逡減する公共施設の再編・統合

3. 整備検討する公共施設のコンセプトの検討

(1) 基本構想における基本理念

老朽化した公営住宅のまちなか集約と多世代が集い、人とつながる拠点づくり

(2) 検討の視点

基本構想を踏まえて以下の視点に立ち検討を行った。

- ・ 賑わい創出
- ・ 多世代交流
- ・ 公共施設の集約

老朽化している施設や分散している施設を移転集約し、多世代が交流できる新たな施設として生涯学習機能を備えた市民交流施設とすることで利活用の促進と将来人口に

備えた管理運営の効率化を目指す。

【エリアの構成】



4. コンセプトに沿う既存施設とその方針等（公共施設等個別施設計画より）

(1) 市民会館

市民会館は、公民館機能も併せ持ち、各種サークル活動など芸術文化の向上のため使用。文化芸術活動に係る中核的機能として欠かすことのできない施設ですが、老朽化等の進行により、現施設に併設されている図書館などとの複合化など、新しい施設整備が必要。

(2) 公民館（桜井邸）

建物の方向性としては、桜井邸は、美唄市の指定文化財（第6号）であるため保存のための維持管理を行い、公民館機能としては利用状況を勘案の上、見直すこととしており、令和7年度までに方針を検討。

(3) 図書館

図書館は、市民の生涯学習を支援する拠点の一つとして欠かすことのできない施設であるため、老朽化等の進行により施設として機能しない事態になることは避けなければならない。現施設は市民会館と併設されており、建替え時には市民会館などとの複合化を検討。

(4) 保育施設

へき地保育所（進徳・茶志内双葉）については、公共施設等個別施設計画において建物の更新は行わず、入所者の状況を勘案のうえ令和7年度までに方針を検討。

認定こども園ひまわりについては、計画的な改修等を行い、建物の更新はしない。

(5) 南美唄コミュニティセンター

建物の方向性としては、計画的な改修等を行い、建物の更新はしないとしており、集会施設の機能としては利用状況を勘案の上、見直すこととしており、令和7年度までに方針を検討。

(6) ピパオイの里プラザ

建物の方向性としては、必要最低限の維持修繕により現状維持し、機能としては利用状況を勘案の上、集約化を検討。

5. 新たな施設（機能）の検討

(1) 屋内遊戯施設

近年、共働き世帯の増加により、家族で過ごす時間を大切にしたいという意識が高まっており、屋内で身体を動かせる場所への需要が増加しています。

屋内遊戯施設は、岩見沢市、南幌町、秩父別町など近隣市町村ですでに整備されており、美唄市においても「まちづくり市民アンケート」から、市民ニーズの高い施設であることが明らかになっています。

(2) 屋内運動施設

市内には総合体育館があるものの、冬期間には屋外競技の活動場所を屋内で確保する必要があり、現状では屋内外競技の活動日数の制限や、隣接市町の施設を利用する際の費用負担などが課題となっています。

また、屋内運動施設は部活動や、中央・東小学校の少年団活動の拠点施設としての活用も期待されます。さらに、放課後児童施設に入所できない児童の居場所の確保など、子育て・教育環境の充実にもつながると考えられます。

加えて、当該施設は消防本部、市役所、市立美唄病院にも近接しており、災害時には拠点施設としての活用も見込まれます。

6. その他施設、機能等の課題（課題シートより）

- ・ 地域防災（災害備蓄品の保管場所）
- ・ 恵風園・恵祥園（別途基本構想策定中）
- ・ 消防設備（防火水槽、ヘリポート、消防資機材倉庫）

7. 新たに整備する公共施設の具体的な整備方針

上記を踏まえ、「多世代が集い、人とつながる拠点づくり」というコンセプトのもと、既存の公共施設が抱える課題の解決に加え、市民検討委員会からの提言や市長公約事業の内容を踏まえて、以下の施設について再編・統合等による整備が必要と考えられます。

(1) 市民交流センター

市民交流センターは、図書館および公民館の機能を備えた市民の学びの場として、子どもから高齢者まで多世代が利用できる施設です。これにより、子どもにとっての居場所や、高齢者の生きがいがいづくりの場となり、多世代が交流し、にぎわいが生まれることが期待されます。

当該施設を整備することにより、老朽化する施設や機能の移転集約が図られます。

なお、市民会館の大ホール及び大会議室については、立地適正化計画において市役所周辺において整備する計画となっていることや、中心市街地の活性化のために市役所庁舎付近にあることが効果的と考えられるため移転の対象とはしません。

<移転集約を検討する施設・機能>

公民館、図書館、南美唄コミュニティセンター、ピパオイの里プラザ

●課題等

- ・老朽化による放課後児童施設の集約化の検討
- ・南美唄福祉会館の公民館化の検討（利用者の負担軽減）

(2) 屋内遊戯施設

屋内遊戯施設は、市民のニーズが高く、今後のまちづくりを進めるうえで、子育て世代に選ばれるまちを目指すために必要な施設の一つです。

また、美唄市の新たな魅力あるエリアとして、市民交流センターとの相乗効果により、他地域からの来訪による中心市街地への波及効果なども期待されます。

<その他機能の検討>

カフェ、子育て相談、一時預かり等

●課題等

- ・ターゲットの明確化と規模感の整理
- ・遊具の更新のしやすさを考慮した整備

(3) 保育施設

今後、さらに減少が見込まれる年少人口に対応するため、現在、分散している保育施設（南美唄認定こども園、へき地保育所）の移転集約を行うことで、利用者の利便性の向上や老朽化する施設の維持管理費等の逡減が図られるほか、屋内遊戯施設の平日利用の促進にもつながり、魅力ある保育施設となります。

<その他機能の検討>

給食施設、園庭

●課題

- ・整備検討とともに保育士の確保
- ・将来人口を見据えた既存施設での集約の可能性検討

8. 商業エリアの検討

商業エリアについては、基本構想の策定においてスーパー等の誘致を検討することとしていました。しかし、令和6年8月末にびばい商店街振興組合からスーパー誘致に明確に反対する旨の要望書が提出されたことに加え、現在、駅を中心とした中心市街地の活性化に向けて、中心市街地活性化計画の策定を進めていることから、当該計画策定における議論を踏まえて検討する必要があります。

資料編

○美唄市旧美唄工業高校跡地の利活用に関する庁内検討委員会設置要綱

(令和6年6月28日庁達第43号の2)

(設置)

第1条 美唄市公営住宅建替え等基本構想に基づく、公共施設の再編・統合等について検討するため、美唄市旧美唄工業高校跡地の利活用に関する庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、旧美唄工業高校跡地の利活用に関し、次の事項について検討する。

- (1) 公共施設の再編・統合等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は総務部長を、副委員長は企画財政課長を、委員は次の職にある者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 危機管理対策室長
- (3) 生活環境課長
- (4) 地域福祉課長
- (5) こども未来課長
- (6) 地域包括ケア推進課長
- (7) 恵風園・恵祥園長
- (8) 参事(農商工連携担当)
- (9) 経済観光課長
- (10) 参事(中心市街地活性化担当)
- (11) 都市整備課長
- (12) 参事(都市基盤整備担当)
- (13) 都市建築住宅課長
- (14) 生涯学習課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する職務が終了するまでとする。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、企画財政課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。